

特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順についての
ロシア連邦大統領令

大統領令 2022 年 2 月 28 日付第 79 号「アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別経済措置の適用について」および 2022 年 3 月 1 日付第 81 号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」に定めた経済的性格の措置に追加して、以下を決定する：

1. ロシア連邦、ロシア連邦構成主体、地方自治体、居住者(在留外国人、*residents*) (以下、「債務者」ともいう) による、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人 (そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、その登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む) またはその登記場所 (その登記場所がロシア連邦である場合を除く) または事業活動を行う主たる場所がどこであるかにかかわらず、上記外国人の支配下にある者である外国債権者 (以下、「外国債権者」) に対する、クレジット、借款、金融商品に関する債務の暫定的履行手順を定める。

2. 本令に定める債務履行手順は、暦月 1,000 万ルーブルを超える額、または各月 1 日のロシア連邦中央銀行が定める公定レートで上記金額と同等となる外貨額を超える額の債務の履行に適用される。

3. 本令第 1 項記載の債務を履行するために、債務者は、外国債権者または属人法にしたがい債務履行対象である有価証券の管理と権利移転を行う権利を有する外国機関 (外国人ノミニール) 名義で、当該債務の精算を行うためのタイプ「S」の口座を開設する申請をロシアの金融機関に送ることができる。有価証券発行に関わる債務を履行するためには、債務者はそうした申請を、2011 年 12 月 7 日付連邦法第 414-FZ 号「証券集中保管機構について」にしたがい証券集中保管機構となっているノンバンク金融機関に、送ることができる。

4. 本令発行日から、同日までに外国債権者たる非居住者名義または外国ノミニール名義で開設されていた証券口座を、タイプ「S」口座に属するものとする。

5. タイプ「S」口座の使用条件は、ロシア連邦中央銀行役員会の決定により定められ、その決定は 2002 年 7 月 10 日付連邦法第 86-FZ 号「ロシア連邦中央銀行 (ロシア銀行) について」の第 7 条にしたがって公表されるものとする。タイプ「S」口座はルーブル建てとする。

6. 本令第 1 項記載の債務は、以下の場合に然るべく履行されたとみなされるものとする：

a) 本令第 1 項に記載されていない外国債権者に対して、外貨建てでの債務額 (その金額がどの通貨建てであるかにかかわらず) に等しい、当該の支払いが実行された日のロシア連邦中央銀行の公定レートで計算された額のルーブルにより、債務が履行された；

b) ロシアの証券保管機構における証券口座で管理される有価証券を持つ居住者に対して、外貨建てでの債務額に等しい、当該の支払いが実行された日のロシア連邦中央銀行の公定レートで計算された額のルーブル建てによる金銭が、債務者によって債権者の口座へ振り込まれることにより債務が履行された。この際、支払いはタイプ「S」の口座に金銭が振り込まれることなく、ロシアの証券保管機構を通じて行われている；

c) 外国ノミニールに対して、外貨建てでの債務額に等しい、当該の支払いが実行された日のロシア連邦中央銀行の公定レートで計算された額のルーブル建てによる金銭が、有価証券発行条件により支払うものとされている金額から本項「a」、「b」で履行手順が定められた債務の債権者たる有価証券保有者に対して実行された支払の額を差し引いた額の金銭が本令第 1 項記載の外国債権者たる有価証券保有者に爾後振り込まれる

べく、ロシアの証券保管機構に開設された外国ノミニーのタイプ「S」口座に債務者によって振り込まれることにより、債務が履行された。

d) 本令第 10、11 項に定める手順で債務が履行された。

7. 債務者によってタイプ「S」の口座に金銭が振り込まれる場合、債権者は当該口座が開設された金融機関に対し、ロシア連邦中央銀行（金融機関およびノンクレジット金融機関(*non-credit financial institutions*)による債務履行に関して）またはロシア連邦財務省（その他の債務者による債務履行に関して）が定める手順でその金銭を使用するよう申請することができる。

8. 居住者、および本令第 1 項に記載されていない外国債権者に対する債務の債務者による履行は、そうした債務に対する請求権が 2022 年 3 月 1 日以降（または特定のカテゴリーの者に関してはロシア連邦中央銀行役員会が定める他の日付以降）に本令第 1 項記載の外国債権者によって彼らに譲渡されている場合、本令に定める手順で実行される。

9. 外国機関による外国公開有価証券(*emission securities*)（ユーロ債、預託証券）の発行に関わる債務のロシア法人による履行は、本令に定める手順で実行される。

10. ロシア連邦中央銀行（金融機関およびノンクレジット金融機関による債務履行に関して）およびロシア連邦財務省（その他の債務者による債務履行に関して）に、本令第 1 項に記載される債務の債務者による履行の異なる手順を定める権限を与える。

11. 本令第 10 項にしたがって債務者による債務履行の手順が定められるまでの間、本令に定める手順を遵守せずに債務を履行する許可を発行する権限を、以下に与える：

- a) ロシア連邦中央銀行－金融機関およびノンクレジット金融機関に関して；
- b) ロシア連邦中央銀行と合意の上で、ロシア連邦財務省－その他の債務者に関して。

12. 2022 年 3 月 1 日付第 81 号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」を適用するうえで、以下の要求を同時に満たすものは、同令第 1 項「a」に記載の、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家の者、とはみなさない：

- a) ロシアの法人または自然人の支配下にある（最終受益者がロシアの法人または自然人である）、そうした支配が、上記外国国家と関係を有する外国法人を通じて実行される場合を含む；
- b) そうした支配に関する情報が、ロシア連邦の法規の要求にしたがって、本項「a」記載のロシアの法人または自然人によって、ロシア連邦の税務機関に対して開示されている。

13. ロシア連邦中央銀行に、本令および大統領令 2022 年 2 月 28 日付第 79 号「アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別経済措置の適用について」および 2022 年 3 月 1 日付第 81 号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」の適用に関する諸問題についての、ロシア連邦全領土で拘束力を有する公式な説明を行う権利を与える。

14. ロシア連邦政府は 2 日以内に、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対する非友好的行動を実行している外国国家のリストを定めるものとする。

15. 本令はそれが公式に発表された日に発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2022 年 3 月 5 日

第 95 号